

長崎県環境保健研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に係る実施要綱

平成31年3月29日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下、「ガイドライン」という。）に基づき、長崎県環境保健研究センター（以下、「センター」という。）における研究活動の不正行為への対応等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で、「不正行為」とは、研究活動の立案、計画、実施、成果の取りまとめにおける次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意または重大な過失により行われたものに限る。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

(研究倫理教育)

第3条 センターにおける研究倫理教育について実質的な責任及び権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、次長（技術）をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、センターの職員に対して、研究倫理の遵守、定着、向上の他、研究活動の不正防止に向けた具体的な指導・教育の取組みに関する業務を統括する。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育のための研修会を定期的に開催し、センターの職員に受講させるものとする。
- 4 長崎県環境保健研究センター研修生取扱要領で定める研修生等の外部の研究者を受け入れている場合、前2項のセンターの職員と同様に扱うものとする。また、他の機関で研究倫理教育を受講している場合は、受講済みとして扱うことができる。
- 5 研究倫理教育に関する事務は、企画・環境科が行う。

(研究データの保存・開示)

第4条 センターの研究員は、研究活動により自らが作成または取得した研究データを、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存しなければならない。

- 2 研究倫理教育責任者は、センターの研究員に対し、研究データの保存についての指導および教育を行うとともに、適切に保存等がされているかの確認を行う。
- 3 研究データの保存期限は、研究分野の特性、権利主張する知的財産の存続期間、その他実情に合わせ、係る研究終了から原則5年を下回らない範囲で、研究データごとに研究員が設定するものとする。ただし、当該情報等の取扱いについて別段の定めがあるものは、その限りでない。
- 4 センターの研究員は、研究活動の成果について、上司等の求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。また、個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制等に従う。

(不正行為への対応等に関する責任者およびその役割)

第5条 所長は、研究活動における不正行為の疑惑が生じた際、調査の実施、結果、公表等について全ての責任を負う。

- 2 次長（技術）は、不正行為に対する予備調査、本調査を実施するとともに、告発者および被告発者の機密保持について責任を負う。

（告発窓口の設置）

第6条 研究活動の不正行為に関する告発または相談（以下、「告発等」という。）の窓口を次各号のとおり設置する。

- (1) 受付窓口 長崎県環境保健研究センター 企画・環境科
- (2) 場所および連絡先 長崎県大村市池田2丁目1306-11
電話番号 0957-48-7560
- (3) 受付方法 様式第1号による申立書の提出または面談

（告発等）

第7条 告発等は原則として、氏名、所属等を明らかにし、不正行為等の存在を、その客観的な根拠とともに示されたものとする。ただし、告発者はその後の調査等において、氏名等について匿名を希望することができるものとする。

- 2 匿名による告発等があったときは、不正行為等の存在を、その客観的な根拠とともに示されたものであることをもって、前項の告発等の条件を満たすものとするができる。
- 3 長崎県法令違反等通報制度に関する要綱第3条（通報の方法）が規定する通報の窓口で受け付けられたものであって、センターに連絡もしくは照会があったものは、その連絡もしくは照会があった時をもって、その内容を前2項の告発等とみなす。
- 4 会計検査院および学会等の外部機関からの不正行為等の疑いの指摘は、第1項の告発等とみなす。
- 5 報道機関等からの不正行為等の疑いの指摘は、第1項の告発等とみなすことができる。
- 6 インターネット等の情報交換の場にセンターの不正行為等の疑いが掲載されていることをセンターが知ったときは、その時をもって、その掲載内容を第1項あるいは第2項の告発等とみなすことができる。

（告発等の報告）

第8条 告発等を受け付けた告発窓口は、その内容を速やかに所長に報告するものとする。

（告発者ならびに告発等の取扱い）

第9条 所長は、告発等についての調査結果を公表するまで、告発者および告発等の内容ならびに告発等の内容に係る該当者および関係者の存在の秘密を守るとともに、調査過程における関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 所長は、告発等についての調査ならびに係る審査が完了するまで、告発者または告発等の内容に係る該当者および関係者に不利益が及ぶ扱いを行わないものとする。
- 3 最終的に不正行為等が認められなかったときは、何人も、告発者または告発等の内容に係る該当者および関係者に不利益が及ぶ扱いを行わないものとする。所長は、必要に応じてこれらの者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

（予備調査）

第10条 第8条に係る報告（以下、「告発等の報告」という。）を受けた所長は、次の各号に掲げる者で構成される予備調査委員会を速やかに設置する。

- (1) 次長（技術）
 - (2) 各研究部長
 - (3) 各科長
 - (4) その他必要と認めて所長が指名する者
- 2 前項に規定する職員が告発等の報告に係る該当者および関係者である場合、当該職員は、予備調査を行うことができない。

- 3 予備調査委員会は、告発等の信憑性、告発等の内容の合理性などの調査可能性等について予備調査を行い、告発等を受けた日から30日以内に本調査の実施の要否を決定し、その結果を所長に報告するものとする。なお、当該判断をするにあたり、予備調査委員会は、告発等に係る該当者およびその他調査の対象となる者（以下、「調査対象者」という。）から意見を聴くことができる。
- 4 所長は、前項の規定に基づき本調査を実施することを決定したときは、本調査の開始を告発者に通知するものとし、前項の規定に基づき本調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由と併せて告発者に通知するものとする。

（本調査の実施体制）

- 第11条 前条第3項の規定に基づき本調査を実施することが決定されたときは、所長は、その決定がされた日から30日以内に研究不正調査委員会を設置し、本調査の実施に着手させなければならない。
- 2 研究不正調査委員会は、調査委員の半数以上がセンターに属さない外部有識者で構成されなければならない。また、全ての調査委員は、告発者および調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 所長は、研究不正調査委員会を設置した後、告発者および調査対象者に、委員の指名、所属等の情報を含む研究不正調査委員会の構成を通知することとする。
 - 4 告発者および調査対象者は、研究不正調査委員会の構成の公正性に疑義がある場合は、前項の通知を知った日から7日以内に限り、様式第2号により異議を申立てることができる。
 - 5 所長は、前項の異議が妥当であると認められるときは、異議に該当する委員の変更をすることができる。
 - 6 所長は、調査対象事案に係る配分機関および文部科学省に本調査を行う旨報告する。

（本調査の調査方法等）

- 第12条 研究不正調査委員会は、告発等に係る内容について、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について本調査を実施するものとする。
- 2 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、調査対象者の弁明の聴取が行われなければならない。
 - 3 本調査の対象には、告発等が行われた事案に係る研究活動のほか、研究不正調査委員会の判断により調査に関連した調査対象者の他の研究活動も含めることができる。
 - 4 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（認定）

- 第13条 研究不正調査委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について、研究不正調査委員会を設置した日から150日以内に、認定を行い、所長に報告しなければならない。
- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、本調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、研究不正調査委員会は、併せてその旨の認定を行い、所長に報告しなければならない。ただし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の通知および報告）

- 第14条 所長は、研究不正調査委員会からの前条の報告または次条の報告に基づき、調査対象者および告発者に対して、調査結果を通知するものとする。

2 所長は、調査対象事案に係る配分機関および文部科学省に調査結果を報告するものとする。

(不服申立て)

第15条 調査対象者及び告発者は、前条の調査結果に不服がある場合は、調査結果を知った日から30日以内に限り、様式第3号により不服申立てを行うことができるものとする。

2 不服申立ての審査は研究不正調査委員会が行うものとする。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、所長は、調査委員の交代もしくは追加を行うことができる。

3 研究不正調査委員会は、前項の審査において再調査の必要性を認めた場合、再調査を行うものとする。再調査は、開始から50日以内（告発が悪意に基づくものと認定された告発者からの不服申立てにあっては30日以内）に先の調査内容を覆すか否かを決定し、所長に報告しなければならない。

4 所長は、不服申立てがあった場合もしくは不服申立ての却下や再調査開始の決定をした場合には、対象事案に係る配分機関および文部科学省にその旨を報告するものとする。再調査が終了した際についても、同様に結果を報告するものとする。

(調査結果の公表)

第16条 所長は、研究不正調査委員会の調査結果において不正行為が行われたとの認定があった場合には、調査結果として次の各号に定める事項を公表する。

(1) 不正行為に関与した者の氏名・所属

(2) 不正行為の内容

(3) 当該調査結果公表時までにセンターが行った措置の内容、

(4) 研究不正調査委員会の委員の氏名・所属

(5) 調査の方法および手順等

2 所長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

(ガイドライン)

第17条 この規定に定めのない事項は、ガイドラインおよび関連する文部科学省通知等に則り、取り扱う。

(他の研究活動への準用)

第18条 ガイドライン及びこの要綱は、厚生労働省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動に適用するほか、他府省又は他府省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金により行われる研究活動に準用する。

年 月 日

申立書

長崎県環境保健研究センター所長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

長崎県環境保健研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に係る実施要綱第6条の規定により、下記の研究不正行為について申立てを行います。

記

- 1 被申立者の所属及び氏名
- 2 研究不正行為の具体的な内容と根拠

年 月 日

異議申立書

長崎県環境保健研究センター所長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

長崎県環境保健研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に係る実施要綱第11条第4項の規定により、年 月 日付けで通知のありました調査委員会の構成のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

記

1 調査委員会の設置を知った年月日

年 月 日

2 異議申立てに係る委員名

3 異議申立ての理由

年 月 日

不服申立書

長崎県環境保健研究センター所長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

長崎県環境保健研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に係る実施要綱第15条第1項の規定により、 年 月 日付けで通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

- 1 調査結果を知った年月日
年 月 日
- 2 不服申立ての趣旨
- 3 不服申立ての理由
- 4 その他（添付書類、証拠物件等）